

滋賀の路

みち

スピードダウンで、 視野アップ。

秋の全国交通安全運動

令和8年 9月21日(月)～9月30日(水)

9月30日(水)は **交通事故死ゼロを目指す日**



歩行者の安全と
反射材の着用



早めのライト点灯
飲酒運転・ながらスマホの根絶



STOP
自転車もクルマの仲間
交通ルールを守ろう

◇滋賀県は「横断歩道利用者ファースト運動」に取り組んでいます◇

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

この印刷物は再生紙を利用しています



〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

9月1日から生活道路の
法定速度は時速30キロ!

反射材★ピカッと光って★事故防止!

夕暮れ時や夜間に外出するときは、自動車から見えにくいことを意識して、反射材や上下明るい色の服を着用しましょう。



チェック★反射材の効果的な着用★

- 1 腰より下の位置へ
自動車のライトがよく当たるように
- 2 動きのある箇所へ
ドライバーの注意を引くように
- 3 側面へ
道路横断時に目立つように



〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

「前照灯早め点灯運動」を実践しましょう!

夕暮れ時は、車両の視認性の低下による交通事故が多発します。前照灯を早めに点灯することで、車両の視認性やドライバー自身の安全意識を高め、交通事故の防止に努めましょう。

9月末の日の入りは、夏至のころと比べて1時間30分も早い!
日没時刻が早まる10月～翌年1月は「早め点灯4時からライト」

飲酒運転 = 犯罪
「ながらスマホ」 = 重大事故の原因

悲惨な交通事故を
滋賀から根絶

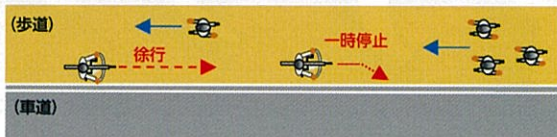


〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

自転車が歩道を通行できるのは、

- ① 自転車の歩道通行可を示す標識がある場合
標識がなくても
- ② 自転車を運転する人が、「13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者」
または「一定の身体障害を有してる」
- ③ 車道で道路工事を行っている時や、著しく車通りが多く、かつ車道の幅が狭いなど、車道通行が危険な場合です。ただし、その際は

歩道の中央から車道寄り部分を徐行
歩行者の通行を妨げそうなときは一時停止
してください。



自転車で歩道通行できるケース

- ① 標識
特例特定小型原動機付自転車
普通自転車の歩道通行可

- ② 13歳未満の子ども
70歳以上の高齢者

- ③



〈滋賀県独自重点〉横断歩道利用者ファースト運動の推進

★運転者の皆さん★

信号機のない横断歩道の手前には、『横断歩道あり』の路面標示(ダイヤモンド)や道路標識が設置されています。これらが見えたら歩行者の有無をしっかりと確認しましょう。歩行者が横断しようとしているときは、**横断歩道の手前で一時停止**して道を譲りましょう。

★歩行者の皆さん★

道路を横断するときは、車両に対して「手をあげる」などして横断の意思表示を行い、**車両が停止した後に左右の安全確認をしてから横断**しましょう。



滋賀県・滋賀県交通対策協議会
滋賀県道路保全課交通安全対策室
TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全

検索

と検索してください。

滋賀応援寄附(ふるさと納税)
～近江の安全・安心応援プロジェクト～
(交通安全、防犯、犯罪被害者支援)
子どもから高齢者まで全ての方が犯罪や交通事故にあうことなく暮らせる地域づくり等に活用します。
※ 詳しくは、右の二次元コードから

